

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年3月24日 (第1回)
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	長崎市 201
地域名 (地域内農業集落名)	旧市北部 (坂本、上野、本原、三原、川平1、川平2、三川1、三川2、三川3、三ツ山、睦別当、昭和、横尾)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	5.1 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	4.8 ha
② 田の面積	2.2 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	2.9 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・市街地周辺の斜面地などを中心に露地野菜、果樹類が生産されており、市街地に近いといったメリットがある一方で、後継者不足や高齢化による担い手不足が深刻である。
 ・農地が小規模かつ急傾斜で、耕作道のない農地も多く、イノシシ等の有害鳥獣による被害もあり、耕作放棄が進行している。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・いちご等の品目の推進を図り、安定生産につなげることで、新たな担い手の呼び込みを図る。
 ・柑橘類、露地野菜等の直売所出荷型作物の推進を図り、農業経営の安定につなげる。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
規模拡大意向のある担い手への農地の集積・集約化を基本として、農地中間管理機構の活用を進めながら、計画的な農地利用を行う。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	2.9 %	将来の目標とする集積率	82 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・団地の継続利用と効率化を進める。(令和15年度)			

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。